

○佐賀県道路公社最低制限価格制度事務処理要領

（平成23年8月12日
制 定）

1 目的

この要領は、佐賀県道路公社が発注する建設工事、建設関連業務委託及び有料道路通行料金徴収業務委託の競争入札において実施する最低制限価格制度に関して、佐賀県道路公社会計規程（昭和57年規程第8号。以下「会計規程」という。）第76条の2に基づき最低制限価格の設定基準を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施の必要な事項を定めるものとする。

2 適用の対象

最低制限価格制度の運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札により設計価格が400万円を超える工事又は製造の請負契約（工事請負費で支出するものに限る。）（以下「工事」という。）を締結しようとする場合について適用する。ただし、総合評価落札方式により競争入札を行う工事及び会計規程第76条の規定に基づく低入札調査基準価格を設定する工事には適用しない。
- (2) 競争入札により設計価格が200万円を超える建設関連業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。「建設関連業務」とは、測量業務、設計業務、建築設計・監理業務、地質調査業務、及び補償調査業務並びに建設関連維持管理業務（道路維持業務、道路伐採業務、河川パトロール業務、河川清掃業務、河川伐採業務、道路植栽維持管理業務、公園管理業務等）をいう。
- (3) 競争入札により有料道路通行料金徴収業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。

3 設定基準及び運用の事務手続き

最低制限価格の設定基準及び運用の事務手続きは、次のとおりとする。

- ① 2(1)については、佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領（昭和62年6月1日施行）の例による。
- ② 2(2)については、佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領（平成20年4月1日施行）の例による。
- ③ 2(3)については、予定価格の $92 / 100$ とする。

最低制限価格については千円未満の金額は切り捨てるものとし、入札書比較最低制限価格については 最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた価格とする。

- ④ 2(2)及び2(3)の委託契約を一括して締結しようとする場合は、上記②及び③の合計額とする。

4 その他

3④に規定する委託契約は、料金徴収等業務とし、その区分及び内訳は、以下のとおりとする。

- ① 2(2)に規定する建設関連業務の建設関連維持管理業務中の道路維持業務とし、その内訳は、次のとおりとする。
 - ・道路管理業務
 - ・道路巡回等業務
 - ・照明灯交換業務
 - ・雪氷対策業務
- ② 2(3)に規定する有料道路通行料金徴収業務とする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年8月12日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

2 佐賀県道路公社会計規程第76条に基づく最低制限価格制度の事務処理要領(昭和62年7月1日制定)は、廃止する。

附 則（平成29年9月27日規程第1号）
この規程は、平成29年9月27日から施行する。

附 則（令和2年10月30日規程第1号）
この規程は、令和2年10月30日から施行する。

附 則（令和8年10月27日規程第5号）
この規程は、令和8年10月27日から施行する。